

奈良県告示第五百十三号

次に掲げる印は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した統計課長印
- 二 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した地域政策課長印
- 三 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示したエネルギー政策課長印
- 四 平成二十九年三月奈良県告示第五百六十二号で告示した国際芸術家村整備推進室長印

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾